

(証券コード：6773)
平成29年6月6日

株 主 各 位

東京都文京区本駒込2丁目28番8号
文京グリーンコート

パイオニア株式会社

代表取締役 兼 小 谷 進
社長執行役員

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、次頁および41頁のご案内に従って議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 2階 舞扇
（施設名称が変更されておりますが、昨年と同じ会場でございます。後記「ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項 第71期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

4. 書面またはインターネット等による議決権行使のご案内

- (1) 当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使下さい。

【書面の郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

【インターネット等による議決権の行使】

41頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご登録下さい。

- (2) 書面およびインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面およびインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等により行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

- (3) インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネット等により複数回にわたって議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://pioneer.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付いたしておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。
- (2) 「添付書類」および「株主総会参考書類」の内容を修正する必要がある場合は、当社ウェブサイト (<http://pioneer.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容

当社グループはカーエレクトロニクス製品の製造・販売を主要な事業とし、かつこれに付帯または関連する事業を営んでおります。

各事業における主要製品等および売上高構成比率は次のとおりです。

なお、当期から、従来「その他」に含まれていた地図ソフトを「カーエレクトロニクス」に含めております。前期の数値につきましても、当期の表示に合わせて組替表示しております。

事業区分	主要製品等	当期売上高構成比率 (前期)
カーエレクトロニクス	カーナビゲーションシステム、カーステレオ、カーAVシステム、カースピーカー、地図ソフト	80.8% (79.6%)
その他	光ディスクドライブ関連製品、CATV関連機器、FA機器、電子部品、有機ELディスプレイ、DJ機器（生産・販売受託）、ホームAV	19.2% (20.4%)

(注) 平成29年3月31日付で、CATV関連機器の開発・製造・販売に関する事業を譲渡いたしました。

(2) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

①事業の経過および成果

〈事業区分別売上高〉

事業区分		第 70 期 (百万円)	第 71 期 (百万円)	前 期 比
カーエレクトロニクス	国 内	134,081	123,631	92.2%
	海 外	223,761	188,858	84.4%
		357,842	312,489	87.3%
そ の 他	国 内	47,789	39,083	81.8%
	海 外	43,999	35,110	79.8%
		91,788	74,193	80.8%
売 上 高 計	国 内	181,870	162,714	89.5%
	海 外	267,760	223,968	83.6%
		449,630	386,682	86.0%

当期における連結売上高は、カーエレクトロニクスが主にOEM事業において減少したことや、円高の影響などにより、前期に比べ14.0%減収の386,682百万円となりました。

営業利益は、販売費及び一般管理費が主に為替の影響により減少したことや、原価率の良化はありましたが、売上高が減少したことにより、前期に比べ42.9%減益の4,167百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益は、営業利益が減少したことや、特別損失として海外における事業構造改善費用を計上したことなどから、前期の731百万円の利益から5,054百万円の損失となりました。

当期の平均為替レートは、前期に比べ、対米ドルは10.9%円高の1米ドル=108円38銭、対ユーロは11.6%円高の1ユーロ=118円79銭となりました。

以下、事業別の状況につき、ご報告申し上げます。

カーエレクトロニクスの売上は、主にOEM事業が減少したことや、円高の影響により、前期に比べ12.7%減収の312,489百万円となりました。

市販事業は減収となりました。カーオーディオは、北米を中心に海外で減少したことから減収となりました。カーナビゲーションシステムは、中国で増加しましたが、国内や北米で減少したことにより減収となりました。

OEM事業は減収となりました。カーオーディオは、国内で増加しましたが、北米を中心に海外で減少したことから減収となりました。カーナビゲーションシステムは、北米で増加しましたが、国内や新興国で減少したことから減収となりました。

なお、カーエレクトロニクス全体の売上高に占めるOEM事業の売上構成比は、前期の60%から58%となりました。

営業利益は、為替の影響等による、販売費及び一般管理費の減少や原価率の良化はありましたが、売上の減少により、前期に比べ29.5%減益の6,051百万円となりました。

その他の売上は、FA機器の増加はありましたが、ホームAVや光ディスクドライブ関連製品の減少に加え、円高の影響もあり、前期に比べ19.2%減収の74,193百万円となりました。

営業損益は、原価率は良化しましたが、売上が減少したことから、前期の144百万円の損失から780百万円の損失となりました。

(注) 各事業の営業損益は、事業セグメント間取引消去前の金額を表しております。

以上のとおり、当期においては、当期純損失を計上いたしましたことから、当期の期末配当につきましては、遺憾ながら、引き続き無配とさせていただきます。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げますとともに、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

②対処すべき課題

自動車産業は、新興国を中心にグローバル規模で自動車の普及拡大が進んでおり、今後も継続して成長することが見込まれております。また、先進国においては、自動車の高度化、複雑化など、自動運転社会の到来を見据えた取り組みが加速しております。

このように、多様化する顧客ニーズへの対応や自動運転社会に向けての変革が求められる中、当社は、車室空間における快適、感動、安心・安全を創出する『総合インフォテインメント』のリーディングカンパニーの実現に向け、市販、OEM、地図・自動運転関連を事業の柱に、それぞれの事業特性に適した成長戦略を推進しております。

市販事業においては、安定した収益構造を維持するとともに、売上拡大に向けて、スマートフォン連携製品の強化や、安心・安全領域における新価値提案、音を中心としたエンタテインメントの追求により、パイオニアならではのコネクテッドカーライフを推進してまいります。また、自動車保険向けサービスや法人車両向けサービスなど、クラウドを活用した新たな業務用ビジネスをアライアンスも活用し強化してまいります。さらに、新興国市場においては、地域特性に合った普及価格帯製品を展開してまいります。

OEM事業においては、自動車メーカーからの多様化するニーズに適した対応を効率的に進めるとともに、経営資源の効率化や事業プロセスの見直しにより生産性を高めることで、収益性の改善を図ってまいります。また、先進技術の積極提案により、自動車メーカーからの新規受注の獲得を目指してまいります。

地図事業・自動運転関連では、自動運転に必須となる3D-LiDAR（ライダー）センサーのサンプル出荷の準備を進めております。さらに、地図および位置情報サービスのグローバル企業のHEREとのアライアンスや、国家プロジェクトへの参画等を通じて、自動運転用地図の効率的な整備・更新を可能とする高度化地図「データエコシステム」の実現を目指してまいります。

その他事業では、FA機器事業の拡大や、コニカミノルタ株式会社との合弁会社の設立を通じた有機EL照明事業の立ち上げ加速など、車載関連ビジネスの成長を図るとともに、医療・健康機器関連事業の育成にも取り組んでまいります。

以上、今期は、収益性の改善とともに、将来の成長に向けた施策にも全力で取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

(3) 環境活動の状況

当社は、環境問題への対応を通じて、ステークホルダーと共に持続可能な社会の実現を目指しております。

具体的な取り組みとしましては、原材料や部品の調達から、製品の生産、使用、廃棄、リサイクルまでの製品ライフサイクル全体での環境保護や、製品・サービスによる環境貢献への取り組みを、法規制や社会貢献の視点でグループ横断的に推進しております。また、その結果については、ホームページを通じて積極的に情報開示しております。

当社は今後とも、環境保護や環境貢献への取り組みを推進するとともに、積極的な情報開示に努めてまいります。

(4) 設備投資の状況

事業区分	金額	前期比
カーエレクトロニクス	18,954百万円	92.7%
その他	2,608百万円	66.8%
全社	390百万円	36.2%
合計	21,952百万円	86.3%

(注) 上記の金額は、連結貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産の増加額を表しております。

当期における設備投資の主なものは、製品組込ソフトウェア、金型および生産設備です。

(5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成29年3月31日付で、当社のCATV関連機器の開発・製造・販売に関する事業を吸収分割により、当社の100%子会社であったパイオニアケーブルネットワーク株式会社（現 テクニカラー・パイオニア・ジャパン株式会社）に承継させるとともに、パイオニアケーブルネットワーク株式会社の発行済株式の51%を、Technicolor S.A.の子会社であるTechnicolor Delivery Technologies S.A.S.に譲渡いたしました。これに伴い、パイオニアケーブルネットワーク株式会社は、同日付で、当社の持分法適用関連会社となっております。

(7) 財産および損益の状況の推移 (連結)

区 分	期 別	第 68 期	第 69 期	第 70 期	第 71 期 (当 期)
		(平成25. 4. 1～ 平成26. 3. 31)	(平成26. 4. 1～ 平成27. 3. 31)	(平成27. 4. 1～ 平成28. 3. 31)	(平成28. 4. 1～ 平成29. 3. 31)
売 上 高 (百万円)		498,051	501,676	449,630	386,682
営 業 利 益 (百万円)		11,169	7,778	7,304	4,167
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)		5,111	△2,915	7,250	2,966
親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失) (百万円)		531	14,632	731	△5,054
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△損失) (円)		1.49	39.85	1.99	△13.76
総 資 産 (百万円)		327,913	328,277	298,012	281,786
純 資 産 (百万円)		77,816	107,066	90,486	86,789
1 株 当 たり 純 資 産 (円)		197.33	277.05	233.32	224.72

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第70期より、「当期純利益(△損失)」を「親会社株主に帰属する当期純利益(△損失)」としております。
2. 第69期は、D J 機器事業の譲渡等による特別利益を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益が大幅に増加しております。

(8) 重要な子会社および企業結合等**①重要な子会社の状況**

会社名 (所在地)	資本金 (出資比率)	主要な事業内容
東北パイオニア株式会社 (山形県)	10,800百万円 (100%)	カーエレクトロニクス製品等の製造
パイオニア ノース アメリカ Inc. (米国)	124,807千米ドル (100%)	北米現地法人の統括管理
パイオニア ヨーロッパ NV (ベルギー)	39,892千ユーロ (100% *)	欧州現地法人の統括管理 および当社製品の販売
パイオニア エレクトロニクス アジアセンター Pte. Ltd. (シンガポール)	28,055千米ドル (100%)	東南アジア・南アジア現 地法人の統括管理および 当社製品の製造・販売
先鋒電子(中国)投資有限公司 (中国)	644,362千元 (100%)	中国現地法人の統括管理 および当社製品の販売
パイオニア ドブラジル Ltda. (ブラジル)	32,407千レアル (100%)	南米現地法人の統括管理 およびカーエレクトロニ クス製品の製造・販売

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. *印は当社が69.5%所有し、当社の子会社が30.5%所有しております。

②企業結合等の状況

該当するものではありません。

(9) 主要な事業所等 (平成29年3月31日現在)**①パイオニア株式会社 (当社)**

本 社 (東京都)
川越事業所 (埼玉県)

②主要な販売および生産子会社

〈販売子会社〉

パイオニア販売株式会社 (東京都)

パイオニア エレクトロニクス (USA) Inc. (米国)

パイオニア エレクトロニクス デ メキシコ S.A. de C.V. (メキシコ)

パイオニア ヨーロッパ NV (ベルギー)

先鋒電子(中国)投資有限公司 (中国)

〈生産子会社〉

東北パイオニア株式会社（山形県）

パイオニア マニュファクチャリング(タイランド) Co., Ltd. (タイ)

先鋒高科技(上海)有限公司（中国）

先鋒高科技(東莞)有限公司（中国）

パイオニア ド ブラジル Ltda.（ブラジル）

(10) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

事業区分	従業員数	対前期末増減
カーエレクトロニクス	11,694名	122名減
その他	4,323名	189名減
全社	746名	28名増
合計	16,763名	283名減

(注) 上記の従業員数には、短期（1年未満）契約社員および派遣・請負社員を含んでおりません。

(11) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジケートローン	14,167百万円

2. 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

800,000,000株

(2) 発行済株式総数

372,223,436株

(注) 発行済株式総数には自己株式5,030,886株を含んでおります。

(3) 株主総数

46,879名（前期末比 2,351名増）

(4) 所有者別分布状況

区 分	株 主 数	持 株 数	持 株 比 率
金 融 機 関	34名	83,368千株	22.40%
証 券 会 社	71名	12,086千株	3.25%
そ の 他 の 法 人	308名	59,960千株	16.11%
外 国 法 人 等	343名	115,966千株	31.15%
個 人 ・ そ の 他	46,123名	100,841千株	27.09%
合 計	46,879名	372,223千株	100.00%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は期末現在の発行済株式総数に対する比率です。
 3. 個人・その他には自己株式5,030千株（持株比率1.35%）を含んでおります。

(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
三菱電機株式会社	27,886千株	7.59%
株式会社NTTドコモ	25,773千株	7.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	19,848千株	5.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	15,039千株	4.09%
ビーエヌピー パリバ セキュリティーズ サービシーズ ルクセンブルク/ ジャスデック/ヘンダーソン エイチエイチエフ エスアイシーエイブイ	10,741千株	2.92%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	8,733千株	2.37%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	8,230千株	2.24%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	6,584千株	1.79%
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,490千株	1.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	5,518千株	1.50%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は期末現在の発行済株式総数から自己株式数を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成27年12月18日発行）

新株予約権の数	150個
転換価額	456円
新株予約権の行使期間	平成27年12月25日～平成32年12月11日
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 32,894,736株

4. 役員に関する事項

(1) 取締役、監査役および執行役員

①取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	小谷 進	
代表取締役	小野 幹夫	〈重要な兼職の状況〉 オンキヨー株式会社 社外取締役
取締役	川尻 邦夫	
取締役	川村 雅弘	
取締役	仲野 隆茂	
取締役	谷 関 政 廣	
取締役	佐藤 俊一	〈重要な兼職の状況〉 株式会社ナカノフドー建設 社外監査役
常勤監査役	下田 幹雄	
監査役	錦戸 景一	弁護士 〈重要な兼職の状況〉 光和総合法律事務所 パートナー サイボー株式会社 社外監査役
監査役	若松 弘之	公認会計士 税理士 〈重要な兼職の状況〉 公認会計士若松弘之事務所 代表 株式会社ウィザス 社外監査役 株式会社ミクシィ 社外監査役

- (注) 1. 谷関政廣および佐藤俊一は、社外取締役であり、また、東京証券取引所が定める要件を満たす独立役員です。
2. 錦戸景一および若松弘之は、社外監査役であり、また、東京証券取引所が定める要件を満たす独立役員です。
3. 若松弘之は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成29年4月1日付で、錦戸景一は光和総合法律事務所の代表弁護士に就任いたしました。

②執行役員

地 位	氏 名	担 当
*社長執行役員	小 谷 進	
*専務執行役員	小 野 幹 夫	新規事業・関連事業・研究開発部担当 兼 輸出管理統括
*常務執行役員	川 尻 邦 夫	経理部・財務部担当
*常務執行役員	川 村 雅 弘	経営戦略部長 兼 知的財産部担当
*常務執行役員	仲 野 隆 茂	カーエレクトロニクス事業担当
常務執行役員	齋 藤 春 光	経営管理部長
常務執行役員	加 瀬 政 雄	調達部担当
常務執行役員	森 谷 浩 一	人事部・総務部・情報システム部・法務・ リスク管理部・監査部担当 兼 CSR・ 環境担当
常務執行役員	大 舘 論	市販事業部長 兼 パイオニア販売株式 会社担当
常務執行役員	釣 谷 郁 夫	川越事業所長 兼 商品統括部長 兼 品質 保証部担当
執 行 役 員	丸 山 実	生産統括部長
執 行 役 員	北村 以知雄	OEM事業部長
執 行 役 員	高 島 直 人	スピーカー事業担当
執 行 役 員	西 村 紳 介	自動運転事業開発部長

- (注) 1. *印を付した執行役員は、取締役を兼務しております。
2. 平成29年4月16日付で、加藤光正が新たに執行役員に就任いたしました。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	加 藤 光 正	技術開発部長 兼 技術開発部技術統括部長

3. 平成29年4月16日付で、執行役員の「担当」に異動があり、次のとおりとなりました。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	釣 谷 郁 夫	川越事業所長 兼 品質保証部担当

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 8 名	262 百万円
監査役 3 名	44 百万円

- (注) 1. 上記には、平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記のうち、社外取締役および社外監査役に対する報酬等の額は、4名35百万円です。

② 取締役および監査役の報酬等の決定方針等

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役および執行役員の報酬・処遇に関する方針・制度および個別の評価・報酬額に関する事項を審議する「報酬委員会」を設置しております。

取締役の報酬等については、「報酬委員会」で確認された以下の「役員報酬制度の考え方に関する方針」に従い、適正に決定されております。

- ・ 役員の処遇（報酬・賞与等のいわゆる報酬制度）は、株主の利益と相反しないものであること
- ・ 報酬等の水準は、連結業績（実績および見通し）に照らして矛盾のないものであること
- ・ 個々の報酬等は「役割・責任」に対応し、かつ担当業務（執行責任業務）の「成果・業績・貢献度」が適切に反映される制度であること

なお、取締役および監査役の報酬等の額は、平成10年6月26日開催の定時株主総会において承認された報酬額の範囲内（取締役につき年額9億円以内、監査役につき年額1億円以内）で、取締役については「報酬委員会」の審議結果に基づき決定されております。また、監査役については監査役の協議により適正に決定されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 谷関政廣

ア 重要な兼職先と当社との関係
該当するものではありません。

イ 当社の特定関係事業者（子会社・関連会社・主要な取引先）との関係
該当するものではありません。

ウ 当期中の主な活動状況

当期中に開催した取締役会12回のうち11回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて、客観的な視点から適宜必要な発言を行っております。

② 社外取締役 佐藤俊一

ア 重要な兼職先と当社との関係

株式会社ナカノフドー建設と当社との間に特段の関係はありません。

イ 当社の特定関係事業者（子会社・関連会社・主要な取引先）との関係
該当するものではありません。

ウ 当期中の主な活動状況

当期中に開催した取締役会12回のうち11回に出席し、外交官としての豊富な経験と高い見識に基づいて、客観的な視点から適宜必要な発言を行っております。

③ 社外監査役 錦戸景一

ア 重要な兼職先と当社との関係

光和総合法律事務所およびサイボー株式会社と当社との間に特段の関係はありません。

イ 当社の特定関係事業者（子会社・関連会社・主要な取引先）との関係
該当するものではありません。

ウ 当期中の主な活動状況

当期中に開催した取締役会12回のうち11回および監査役会18回の全回に出席し、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づいて、客観的な視点から適宜必要な発言を行っております。

④ 社外監査役 若松弘之

ア 重要な兼職先と当社との関係

公認会計士若松弘之事務所、株式会社ウィザスおよび株式会社ミクシィと当社との間に特段の関係はありません。

イ 当社の特定関係事業者（子会社・関連会社・主要な取引先）との関係
該当するものではありません。

ウ 当期中の主な活動状況

当期中に開催した取締役会12回のうち9回および監査役会18回のうち17回に出席し、財務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づいて、客観的な視点から適宜必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額

117百万円

(注) 会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査および英文連結財務諸表の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

148百万円

(注) 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況および報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(4) 会計監査人に対して委託している非監査業務の内容

該当するものではありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容

当社は、会計監査人と責任限定契約を結んでおりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制は、以下のとおり行うこととしております。

〔基本方針〕

パイオニアグループでは、企業理念「より多くの人と、感動を」を共有するために、「企業ビジョン体系」を定め、これを実現するための根本規則として「パイオニアグループ企業行動憲章」を定めております。

この「パイオニアグループ企業行動憲章」に沿って、当社グループに働く者が遵守すべき事項として「パイオニアグループ行動規範」を定め、当社グループの役員および従業員は、この行動規範を基に、企業の社会的責任を深く自覚し、自らの職責に従って誠実に行動することとしております。

パイオニアグループの全てが遵守すべき基本的な事項を定めた共通のルールブックとして、「パイオニアグループ企業行動憲章」を頂点とする「パイオニアグループ規程」を広く定め、これに基づいて連結ベースでの経営管理体制の確立を図ります。

(1) 取締役および使用人の職務執行の法令・定款適合性を確保するための体制

経営方針等の最重要事項に関する意思決定機関および監督機関としての取締役会、業務執行機関としての代表取締役、監査機関としての監査役会という経営機関制度により、取締役の職務執行の法令および定款への適合性を確保しております。また、独立性の高い複数の社外取締役を選任することにより、業務執行に関する取締役会の監督機能を強化しております。さらに、社外取締役と社外監査役との定期的な連携の場の提供や、社外取締役に対する業務執行側からの情報提供の充実、社外取締役と監査役会との連絡会議の開催により、社外役員による経営の監督・監視機能を強化しております。

コンプライアンスに関しては、「パイオニアグループ企業行動憲章」および「パイオニアグループ行動規範」を、当社グループの役員および従業員の業務における判断・行動の基準としております。また、当社グループの役員および従業員の法令遵守、ならびに「パイオニアグループ行動規範」の徹底を図るため、「ビジネス・エシックス基本規程」に基づき、社外取締役を委員長とする「ビジネス・エシックス委員会」を設置しております。また、通常の報告経路から独立した社内通報制度とし

て「ビジネス・エシックス・ホットライン」を設け、「パイオニアグループ行動規範」に反する行為に関しては、これによる通報に真摯に対応しております。「ビジネス・エシックス・ホットライン」による通報は、「ビジネス・エシックス委員会」と監査役に同時に報告される制度とし、また、通報者が通報したことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう適切な運営を図っております。

内部監査に関しては、「連結内部監査基本規程」に基づき、監査部が業務運営の状況を監査し、合法性および社内規則の遵守状況を確認しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に関しては、「パイオニアグループ企業行動憲章」で定める、社会的正義を尊重した公正な企業活動を推進するという精神に則り、「パイオニアグループ行動規範」により、組織的かつ毅然とした対応を行うこととしております。また、「反社会的勢力対応基本規程」を定めるとともに、対応を統括する部門を定め、外部専門機関との連携や、当社グループにおける情報の共有、対応に関する指導、連絡の徹底を行うなど、体制を強化しております。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報については、「情報セキュリティ管理基本規程」等の社内規程に基づき、適切に管理しております。また、これらの情報の保存・管理状況については、監査部が定期的に確認しております。

取締役会の議事については、法令に従い取締役会議事録を作成し、10年間本店に備え置いております。また、取締役会の意思決定機能を強化するため、後述のとおり「経営執行会議」を設置しておりますが、その議事については議事録を作成し、取締役会議事録に準じ10年間保管しております。

経営情報の適切な開示と財務報告の適正性の確保に関しては、「情報開示基本規程」および「連結決算基本規程」を定め、情報管理体制の強化を図っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業活動に伴うリスクについて、その管理体制の充実・強化を推進するために、「内部統制システム基本規程」に基づき、当社代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、リスクの把握と危機の未然防止策について整備を図っております。重要なリスクについては、「パイオニアグループ規程」の中で対応方針を定め、組織的な管理を行っております。

また、危機発生時における適切な対応を図るため「危機管理基本規程」を定めております。これに基づき、当社総務部担当執行役員を委員長とする「EM委員会」を常設の組織として置き、危機管理に関する教育・啓発を行うとともに、当社グループの組織毎に担当責任者を配置して、危機発生時における対応と事態解決を行っております。危機管理における当社グループ各組織の役割および危機発生に対する対応手順等については、「危機管理マニュアル」において定めております。

グループ各社における重要事項の意思決定については、「グループ会社権限基本規程」に基づき、権限と責任の所在および承認の手段を明確化し、損失の未然防止を図っております。

「連結内部監査基本規程」に基づき、監査部がグループ各社について、組織毎にリスク管理状況および危機発生時における対策の確認を行っております。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

当社は、「執行役員制度」および執行役員への委嘱業務を明らかにすることにより、権限委譲による事業運営の迅速化とともに、経営責任の所在の明確化を図っております。

取締役会の意思決定機能を強化するため、執行役員の中から取締役会が指名したメンバーで構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。グループ全体の重要な経営課題に関しては、「経営執行会議」で十分な議論を行い、これらを決定し、あるいは取締役会が決定権を持つと定めた事項の場合は、取締役会への答申を行うこととしております。

また、「グループ会社権限基本規程」により、グループ各社における重要事項の意思決定につき、権限と責任の所在および承認の手段を明確化することで、取締役会の意思決定の迅速化および職務執行の効率化を図っております。

さらに、株主による選任の機会を増やすことで、取締役の責任を明確にして経営環境の変化に迅速に対応できるよう、取締役の任期を法定の2年から1年に短縮しております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の業務の適正を確保するため、「パイオニアグループ規程」を定め、グループ各社はこれを遵守することとしております。

グループ各社における重要事項に関しては、「グループ会社権限基本規程」に基づき「経営執行会議」で十分な議論を経て決定することと

し、権限と責任の所在を明確にした上で、意思決定の迅速化ならびにグループ全体の業務の適正化および効率化を図っております。

当社の取締役または執行役員を主要なグループ各社の取締役として選任し、グループ各社の経営に関する監督機能および経営管理体制の強化を図っております。

当社およびグループ各社の監査役が、互いに情報交換を行う体制を確保し、当社グループ全体における業務の適正確保と監査の実効性確保を図っております。

また、当社グループ全体にわたる内部監査の実施については、「連結内部監査基本規程」に基づき、監査部が統括しております。

(6) 監査役の補助使用人およびその独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会の下に、通常の指揮系統から独立した専任事務局を置いております。また、その専任事務局員の任命、評価、異動等については監査役会と事前協議を行っております。

(7) 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制

当社およびグループ各社の取締役および使用人が、監査役に報告する体制を確保しております。また、「会議体規程」に定める全社会議等の重要な会議には、監査役が出席する体制としております。

さらに、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役会が定めた「監査役監査基準」に則り、監査役会がその都度報告を受ける体制を確保しております。財務情報の開示においては、事前に監査役の内容確認を受けております。

監査役への報告においては、報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることがない体制を確保しております。

(8) その他、監査役による監査の実効性を確保するための体制

「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、代表取締役との定期的な会合、監査部および会計監査人からの定期的な説明および報告の機会を確保しております。

また、監査役は、必要に応じて外部専門家のアドバイスを求めることとしております。

監査役の職務の執行に必要な費用については、監査計画に基づいて予算化し、請求に応じて支払うこととしております。

(注) 「パイオニアグループ規程」とは、パイオニアグループ全体の経営に関する基本的な事項を定めた規程類を総称するものであり、パイオニアグループ企業行動憲章、パイオニアグループ行動規範、ビジネス・エシックス基本規程、連結内部監査基本規程、情報セキュリティ管理基本規程、情報開示基本規程、連結決算基本規程、内部統制システム基本規程、危機管理基本規程、グループ会社権限基本規程などが含まれております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制について、当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

取締役会を12回開催し、経営方針等の最重要事項に関する意思決定や、代表取締役による業務執行の監督を行いました。また、取締役会が指名した執行役員で構成される「経営執行会議」を20回開催し、取締役の業務執行の迅速化・効率化および取締役会の意思決定・監督機能の強化を図りました。さらに、社外取締役と社外監査役との定期的な会合を4回開催するなど、社外役員による経営の監督・監視機能の強化を図りました。なお、監査役会は18回開催され、取締役の職務執行に対する監査が行われました。

(2) コンプライアンス

「ビジネス・エシックス委員会」を2回開催し、当社グループの役員および従業員の法令遵守、ならびに「パイオニアグループ行動規範」の遵守についてモニタリングおよび周知徹底を図りました。なお、「ビジネス・エシックス・ホットライン」に寄せられた通報には全て適切に対処いたしました。

(3) 内部監査

当社グループ全体にわたる内部監査を統括する監査部が、主要なグループ会社に設置した内部監査担当部門とともに内部監査を実施し、業務運営の改善、是正に向けた助言等を行いました。なお、監査部による内部監査の結果は、社長執行役員、監査部担当執行役員および監査役に報告されております。

(4) 適切な情報開示

情報開示にあたっては、適宜、弁護士によるレビューを受け、開示内容の適法性・正確性・妥当性を確保いたしました。なお、東京証券取引所の定める規則に基づき、「連結決算基本規程」により作成した連結財務諸表等を含め、計10件を適時開示情報として発表いたしました。

(5) リスクマネジメント

「内部統制委員会」を2回開催し、当社グループの事業活動に伴うリスクに関する管理体制の充実・強化を図ったほか、コンプライアンスに関する各種研修や「パイオニアグループ規程」の見直しを実施いたしました。また、「EM委員会」において、海外における安全対策に関する情報発信や、危機管理に関する教育・啓発活動、危機発生時における対応策の強化を図りました。

(6) 監査役への報告体制

監査役会と代表取締役との定期的な会合が2回行われました。また、監査役は取締役および執行役員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、監査役とグループ各社の監査役との間で情報交換が行われたほか、監査役と会計監査人との会合が7回行われ、会計監査結果や、年間の会計監査計画、会計監査の実施状況等について討議が行われました。なお、「ビジネス・エシックス・ホットライン」に寄せられた通報は、全て監査役に報告されております。

8. 会社の状況に関する重要な事項

該当するものではありません。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	171,880	流動負債	138,886
現金及び預金	38,405	支払手形及び買掛金	62,362
受取手形及び売掛金	66,056	短期借入金	10,703
商品及び製品	21,245	一年内返済予定の長期借入金	11,033
仕掛品	11,795	未払法人税等	1,305
原材料及び貯蔵品	16,781	未払費用	30,987
繰延税金資産	3,696	製品保証引当金	1,967
その他	16,798	その他	20,529
貸倒引当金	△2,896	固定負債	56,111
固定資産	109,906	転換社債型新株予約権付社債	15,056
有形固定資産	40,835	長期借入金	2,500
建物及び構築物	14,769	退職給付に係る負債	35,106
機械装置及び運搬具	8,449	その他	3,449
土地	11,121	負債合計	194,997
リース資産	723	(純資産の部)	
建設仮勘定	899	株主資本	165,681
その他	4,874	資本金	91,732
無形固定資産	56,793	資本剰余金	56,016
のれん	438	利益剰余金	28,984
ソフトウェア	16,187	自己株式	△11,051
ソフトウェア仮勘定	39,544	その他の包括利益累計額	△83,165
その他	624	その他有価証券評価差額金	△191
投資その他の資産	12,278	為替換算調整勘定	△59,149
投資有価証券	6,920	退職給付に係る調整累計額	△23,825
繰延税金資産	1,142	非支配株主持分	4,273
退職給付に係る資産	838	純資産合計	86,789
その他	3,428	負債純資産合計	281,786
貸倒引当金	△50		
資産合計	281,786		

連結損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		386,682
売 上 原 価		317,497
売 上 総 利 益		69,185
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		65,018
営 業 利 益		4,167
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	405	
為 替 差 益	605	
そ の 他	328	1,338
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	671	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	110	
そ の 他	1,758	2,539
経 常 利 益		2,966
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	831	831
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	576	
事 業 構 造 改 善 費 用	3,014	
事 業 譲 渡 損	1,191	
訴 訟 和 解 金	1,180	
減 損 損 失	138	
そ の 他	11	6,110
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,313
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,798	
法 人 税 等 調 整 額	151	2,949
当 期 純 損 失		5,262
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		208
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		5,054

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位 百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日の残高	91,732	56,016	34,038	△11,051	170,735
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△5,054		△5,054
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額の合計	－	－	△5,054	△0	△5,054
平成29年3月31日の残高	91,732	56,016	28,984	△11,051	165,681

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成28年4月1日の残高	△286	△88	△56,329	△28,357	△85,060	4,811	90,486
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失							△5,054
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	95	88	△2,820	4,532	1,895	△538	1,357
連結会計年度中の変動額の合計	95	88	△2,820	4,532	1,895	△538	△3,697
平成29年3月31日の残高	△191	－	△59,149	△23,825	△83,165	4,273	86,789

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	129,033	流 動 負 債	101,785
現金及び預金	10,536	買掛金	44,680
受取手形	59	短期借入金	2,033
売掛金	26,005	関係会社短期借入金	19,688
商品及び製品	4,981	一年内返済予定の長期借入金	10,633
仕掛品	2,093	未払金	3,439
原材料及び貯蔵品	5,217	未払費用	19,026
前渡金	733	未払法人税等	388
前払費用	1,761	製品保証引当金	140
関係会社短期貸付金	68,569	その他	1,754
未収入金	6,023	固 定 負 債	84,541
その他の他	3,946	転換社債型新株予約権付社債	15,056
貸倒引当金	△893	長期借入金	1,900
固 定 資 産	168,862	関係会社事業損失引当金	60,087
有形固定資産	8,004	繰延税金負債	280
建物	3,059	退職給付引当金	5,935
構築物	46	その他	1,282
機械及び装置	682	負 債 合 計	186,326
車両運搬具	12	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	469	株 主 資 本	111,824
土地	3,734	資 本 金	91,731
無形固定資産	48,526	資 本 剰 余 金	56,015
ソフトウェア	10,935	資 本 準 備 金	26,288
ソフトウェア仮勘定	37,366	その他資本剰余金	29,727
その他	224	利 益 剰 余 金	△24,871
投資その他の資産	112,331	その他利益剰余金	△24,871
投資有価証券	3,766	繰越利益剰余金	△24,871
関係会社株	97,489	自 己 株 式	△11,051
出資金	348	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△255
関係会社出資金	9,566	その他有価証券評価差額金	△255
長期貸付金	27	純 資 産 合 計	111,569
敷金保証金	506	負 債 純 資 産 合 計	297,896
長期前払費用	253		
その他の他	372		
貸倒引当金	△0		
資 産 合 計	297,896		

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		222,364
売上原価		194,682
売上総利益		27,681
販売費及び一般管理費		35,518
営業損失		7,837
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,141	
為替差益	209	
その他の	401	15,752
営業外費用		
支払利息	477	
その他の	203	680
経常利益		7,234
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	630	
その他の	10	640
特別損失		
事業譲渡損	1,113	
訴訟和解金	1,008	
関係会社株式評価損	769	
その他の	211	3,104
税引前当期純利益		4,770
法人税、住民税及び事業税	87	
法人税等調整額	265	353
当期純利益		4,416

株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から）

（平成29年3月31日まで）

（単位 百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資 準 備 金	そ の 他 本 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
平成28年4月1日の残高	91,731	26,288	29,727	△29,288	△11,051	107,407
事業年度中の変動額						
当期純利益				4,416		4,416
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額の合計	－	－	－	4,416	△0	4,416
平成29年3月31日の残高	91,731	26,288	29,727	△24,871	△11,051	111,824

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日の残高	△385	△87	△473	106,934
事業年度中の変動額				
当期純利益				4,416
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	130	87	218	218
事業年度中の変動額の合計	130	87	218	4,634
平成29年3月31日の残高	△255	－	△255	111,569

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

パイオニア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久世浩一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩下万樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田知輝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パイオニア株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パイオニア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

パイオニア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久世浩一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩下万樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田知輝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パイオニア株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月11日

パイオニア株式会社 監査役会

常勤監査役 下田 幹 雄 ㊟

監査役（社外監査役） 錦 戸 景 一 ㊟

監査役（社外監査役） 若 松 弘 之 ㊟

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

当社単独の貸借対照表において、繰越利益剰余金の欠損24,871,733,728円の填補を行うとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に復配できる体制を実現するため、資本準備金の額の減少および剰余金の処分を行うことにつきご承認をお願いするものです。

1. 資本準備金の額の減少

会社法第448条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日時点の資本準備金の額の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

①減少する準備金の項目およびその額

資本準備金	7,000,000,000円
-------	----------------

②増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	7,000,000,000円
----------	----------------

2. 剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、上記資本準備金振替後のその他資本剰余金の一部を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補します。

①減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	24,871,733,728円
----------	-----------------

②増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	24,871,733,728円
---------	-----------------

3. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分が効力を生じる日

平成29年7月31日

第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役7名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役を1名増員することとし、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の指名に際しましては、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める「指名委員会」に審議を求め、その審議結果を尊重して決定しております。

取締役の候補者は次のとおりです。

取締役候補者

番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の 株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
1	小谷 進 (昭和25年 4月12日生)	37,800株	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 バイオニア ヨーロッパNV会長 兼 社長 平成18年6月 当社執行役員 国際部長 平成19年6月 当社常務執行役員 ホームエンタテインメントビジネスグループ営業担当 兼 国際部長 平成20年6月 当社常務取締役 ホームエンタテインメントビジネスグループ本部長 平成20年11月 当社代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員 医療・健康事業開発室・ケーブルネットワーク事業部担当 平成26年6月 当社代表取締役 兼 社長執行役員、現在に至る
2	川尻 邦夫 (昭和32年 12月26日生)	48,500株	昭和55年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 当社入社 執行役員 経営戦略部部長付 平成21年7月 当社取締役 経営戦略部経営管理部長 兼 財務担当 平成22年6月 平成24年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営戦略部経営管理部長 兼 環境・財務・品質保証部・情報システム部・インダストリアル・ソリューションズ部・バイオニアデジタルデザインアンドマニュファクチャリング株式会社担当 平成27年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 経理部・財務部担当、現在に至る

番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の 株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
3	さいとう はる みつ 齋藤春光 (昭和33年 3月4日生) (新任)	22,300株	昭和55年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 モーバイルエンタテインメントビジネスグループ事業企画部長 平成22年12月 当社執行役員 安悦先鋒汽車信息技术有限公司 常務 董事 兼 総経理 平成25年4月 当社執行役員 環境・品質保証部担当 平成27年6月 当社常務執行役員 経営管理部長、 現在に至る
4	もり や こう いち 森谷浩一 (昭和32年 8月13日生) (新任)	18,300株	昭和56年4月 当社入社 平成25年6月 当社執行役員 先鋒電子(中国)投資有限公司 董事 兼 総経理 平成27年6月 当社常務執行役員 人事部・総務 部・情報システム部担当 平成28年6月 当社常務執行役員 人事部・総務 部・情報システム部・法務・リスク 管理部・監査部担当 兼 CSR・ 環境担当、現在に至る
5	おお だて さとし 大館諭 (昭和34年 1月3日生) (新任)	11,000株	昭和56年4月 当社入社 平成25年6月 当社執行役員 パイオニア ノース アメリカ Inc. 会長 兼 社長 平成26年6月 当社執行役員 海外営業統括部長 平成27年6月 当社常務執行役員 営業統括部長 兼 パイオニア販売株式会社担当 平成28年1月 当社常務執行役員 市販事業部長 兼 パイオニア販売株式会社担当、 現在に至る
6	にし むら しん すけ 西村紳介 (昭和36年 9月6日生) (新任)	なし	昭和60年4月 当社入社 平成21年10月 当社研究開発部研究企画部長 平成27年4月 当社新規事業部研究開発部長 平成28年6月 当社執行役員 自動運転事業開発部 長、現在に至る

番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の 株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
7	たに ぎき まさ ひろ 谷 関 政 廣 (昭和21年 1月7日生)	5,000株	昭和43年4月 豊田通商株式会社入社 昭和62年8月 同社ロンドン事務所長 平成4年4月 トヨタウシヨウU.K. Ltd. 取締役 社長 平成9年6月 豊田通商株式会社取締役 車両第1 部長 平成11年6月 同社取締役 トヨタウシヨウ ヨーロッパS.A. 取締役社長 平成14年6月 豊田通商株式会社常務取締役 車両 部担当 平成17年6月 同社専務取締役 エネルギー・化学 品本部長 平成19年6月 同社専務取締役退任 株式会社豊通シスコム代表取締役 社長 平成22年6月 株式会社豊通シスコム代表取締役 社長退任 当社取締役、現在に至る
8	さ とう しゅん いち 佐 藤 俊 一 (昭和16年 2月10日生)	8,100株	昭和39年4月 外務省入省 昭和62年4月 フランス大使館公使 平成3年2月 モントリオール総領事館総領事 平成7年7月 外務省中南米局長 平成9年8月 駐ポーランド特命全権日本国大使 平成12年4月 駐ベルギー特命全権日本国大使 平成15年12月 外務省退官 平成16年6月 当社取締役 平成22年6月 当社取締役退任 平成26年6月 当社取締役、現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 株式会社ナカノフドー建設 社外監査役

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 谷関政廣氏および佐藤俊一氏は、社外取締役候補者であり、また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。両氏の社外取締役候補者としての特記事項は次のとおりです。
- (1) 選任理由等について
- ①谷関政廣氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、客観的な視点から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。

- ②佐藤俊一氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、外交官としての豊富な経験と高い見識を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、客観的な視点から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
- (2) 独立性について
- ①両氏は、いずれも、過去5年間において、当社または当社の特定関係事業者（子会社・関連会社・主要な取引先）の業務執行者および役員となったことはありません。
- ②両氏は、いずれも、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および役員と三親等以内の親族関係はありません。
- ③両氏は、いずれも、過去2年間において、当社または当社の特定関係事業者から、取締役、執行役、監査役その他これらに類する者としての報酬等を除き、多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、また、これらを受ける予定はありません。
3. 当社は、社外取締役候補者である谷関政廣氏および佐藤俊一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で、当該契約を締結する予定です。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

前回の定時株主総会において決議された補欠監査役 辻 伸一氏および花野信子氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、監査役 下田幹雄氏の補欠監査役として辻 伸一氏の選任を、また、監査役 下田幹雄氏以外の監査役の補欠監査役として花野信子氏の選任をお願いするものです。

なお、この補欠監査役選任が効力を有する期間は、法令により今回の定時株主総会の開始の時までとなりますが、各補欠監査役選任は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりです。

補欠監査役候補者

番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の 株式の数	略歴および 重要な兼職の状況
1	辻 伸一 (昭和36年 8月25日生)	なし	昭和59年4月 当社入社 平成21年10月 当社人事総務部法務部長 平成27年4月 当社法務・リスク管理部長、現在に至る
2	花野 信子 (昭和43年 10月6日生)	なし	平成12年10月 弁護士登録 光和総合法律事務所勤務 平成16年10月 光和総合法律事務所パートナー、 現在に至る (重要な兼職の状況) 光和総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 花野信子氏は、社外監査役の要件を満たしており、また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。同氏の社外監査役候補者としての特記事項は次のとおりです。
- (1) 選任理由について
同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、客観的な視点から、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
- (2) 独立性について
①同氏は、過去5年間において、当社または当社の特定関係事業者（子会社・関連会社・主要な取引先）の業務執行者および役員となったことはありません。

- ②同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および役員と三親等以内の親族関係はありません。
 - ③同氏は、過去2年間において、当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、また、これらを受ける予定はありません。
3. 当社は、補欠監査役候補者である花野信子氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で下記の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」と「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、平成29年6月27日(火曜日)午後5時までに議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、同サイトのご利用に際しては、セキュリティ強化のため「仮パスワード」変更のお手続きが必要となりますのでご了承下さい。

【議決権行使サイト】

<http://www.evote.jp/>

(ご注意)

- ・毎日午前2時から午前5時までは、保守・点検のため、お取扱いを休止させていただきます。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、同サイトをご利用いただけない場合がございます。詳細につきましては、下記のヘルプデスクにお問い合わせ下さい。

(2) インターネットをご利用になる際の接続料金や通信料金等は、株主様のご負担となります。

(3) ご希望の株主様には、次回の株主総会より、「株主総会招集ご通知」を電子メールで送信させていただきますので、パソコンまたはスマートフォンにより同サイトでお手続き下さい。(携帯電話ではお手続きできません。)

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

《機関投資家の皆様へ》

当社株主総会では、議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

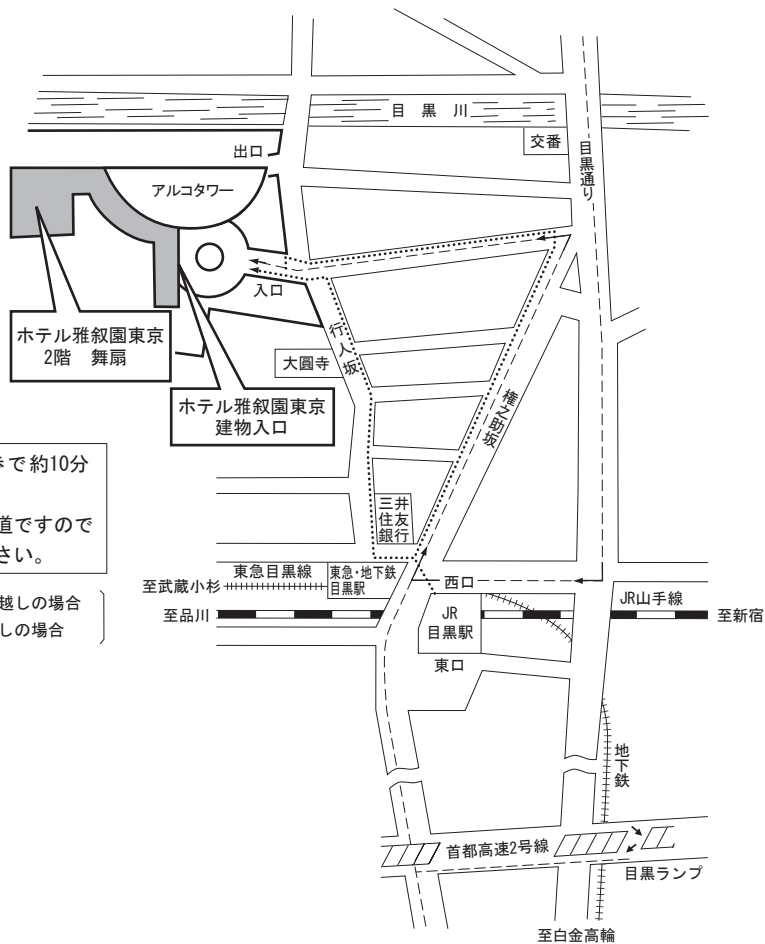
以 上

第71回定時株主総会会場 ご案内図

ホテル雅叙園東京（旧 目黒雅叙園） 2階 舞扇

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号

電話(03)3491-4111（代表）



目黒駅から徒歩で約10分
かかります。
行人坂は急な坂道ですので
足元にご注意下さい。

..... 徒歩でお越しの場合
---▶ 車でお越しの場合